



## 2 通知書が届いた場合の対応方法（内容は、通知書の裏面に掲載）

通知書が届きましたら、通知書に記載の振り仮名に誤りがないか確認をお願いします。

【誤りがない方】 → 特に対応の必要はありません。

届出がない場合は、法改正1年後の令和8年5月26日以降に通知書に記載の振り仮名を戸籍に順次記載します。戸籍に記載されたものは、住民票にも記載されます。

※記載の振り仮名に誤りがあっても、1回に限り、振り仮名の変更の届出ができます。

【誤りがある方】 → 令和8年5月25日までに振り仮名の届出をお願いします。

○届出ができる人（氏または名のどちらか一方のみの届出も可）

氏のフリガナ	戸籍の筆頭者（筆頭者が除籍されている場合はその配偶者、その配偶者も除籍されている場合は同一戸籍内の子）
名のフリガナ	戸籍に記載されている本人（15歳未満の場合は、親権者等の法定代理人）

○届出の方法

① マイナポータルを利用したオンライン届出

・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから届出いただけます。  
届書の記載や窓口で待つなどの手間がありません。

※署名用電子証明書（6～16桁）・利用者証明用電子証明書（4桁数字）が必要です。

② 窓口での届出

・最寄りの市区町村で届出ができます。豊田市の窓口は、市民課及び支所・出張所です。特に、令和7年7月11日（金）～令和7年10月10日（金）の3か月間は、市役所南庁舎1階ロビーに特設窓口を開設します。

## 3 問合せ

・制度に関すること	法務省戸籍振り仮名コールセンター 【電話】0570-05-0310 【受付時間】平日8:30～17:15
・オンライン届出に関すること	マイナンバー総合フリーダイヤル 【電話】0120-95-0178 【受付時間】平日9:30～20:00、土日祝9:30～17:30
・豊田市から送付する通知書や豊田市への届出に関すること	<令和7年7月11日（金）～令和7年10月10日（金）> 豊田市戸籍振り仮名コールセンター 【電話】050-3538-3953 【受付時間】平日8:30～17:15 <上記期間以外> 豊田市役所市民課戸籍担当にお問合せください。
・所管連絡先	豊田市役所市民課戸籍担当 【電話】0565-34-6994 【受付時間】平日8:30～17:15